

国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療制度改革について

(1) 社会保障制度改革国民会議においては、都道府県を国保の保険者とする方向で検討していくこととしている。国民会議の方向性を尊重し、国保の構造的問題の解決や財政基盤の強化を図り、持続可能な制度として、施行時期を明確にしたうえで、早急に都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合を行うこと。

あわせて、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(2) 新たな制度への移行に際しては、都市自治体の意見を十分反映させるとともに、被保険者や現場に混乱を招かないよう、十分な準備・広報期間の設定や速やかな情報提供を行うこと。

(3) 医療制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都市自治体の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築するとともに、十分な準備・検証期間を確保すること。

2. 国民健康保険制度について

(1) 新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

(2) 社会保障・税一体改革による保険者支援制度の拡充及び低所得者保険料軽減の

拡大等の財政基盤強化策として必要な 2,200 億円を確保し、平成 26 年度の消費税率 8%への引上げ時に確実に実施すること。

- (3) 国保財政安定化支援事業について、算定額の全額を交付すること。
- (4) 高額医療費共同事業の国庫負担について、国の調整交付金の流用をやめ、別途、国庫負担等を確保し、国の財政調整交付金の財政調整機能を強化すること。
- (5) 前期高齢者財政調整制度による被用者保険等からの交付金について、交付額精算が 2 年後とされている制度を見直し、各年度の医療費負担額に見合う額との乖離を解消すること。
- (6) 保険財政共同安定化事業について、事業対象をすべての医療費に拡大する際には、抛出超過に転じる保険者に対し適切な財政措置を講じること。
- (7) 制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等の都市自治体の負担増に配慮し、必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。
- (8) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (9) 特定健康診査・特定保健指導について
 - ① 国保に義務付けられている特定健康診査・特定保健指導については、地域の実態を踏まえ適切に実施できるよう保健師の確保等に係る財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

また、事業主健診の結果を保険者へ送付する仕組みなど国保と被用者保険等との円滑な連携の仕組み等を構築すること。

さらに、実施率向上のため、都市自治体が独自に実施している取組みについて財政支援措置を講じること。
 - ② 特定健康診査等の充実等を図るため、検査項目や基準単価等について、実態に即した見直しを行うとともに、都市自治体の実施している総合的な健康づくり事業について、支援策を講じること。
 - ③ 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者支援金の加算・減算措置を撤廃すること。
- (10) 度重なる制度改正等により、市町村の事務負担が増加していることから、事務の効率化を図ること。特に、資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者等の間において直接処理できるよう措置を講じること。

- (11) 指定を取り消された保険医療機関への診療報酬支払いを保留できるよう法整備を行うとともに、不正請求の具体的内容を保険者に開示すること。
- (12) 被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理できるよう、制度化すること。
- (13) 被保険者間の負担の公平を確保するため、連帯納税義務など実効ある保険料(税)徴収対策を講じること。
- (14) 医療費適正化を推進するため、被保険者や医療機関等へのジェネリック医薬品の安全性や有効性の周知・啓発を行うなど、実効ある対策を推進すること。
- (15) 精神・結核の保険優先化等に伴う国保財政の負担増について、必要な財政措置を講じること。
- (16) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (2) 医療費の地域格差を勘案した不均一保険料率の特例を継続すること。
また、不均一課税の対象となっている離島など医療確保が困難な地域に対し、医療費の地域格差の特例に基づく不均一課税に対する財政措置等を講じること。
- (3) 健康診査の充実を図るため、検査項目について見直しを行うとともに、財政措置を充実すること。

4. 東日本大震災関係について

- (1) 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) 被災者の生活再建を支援する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成24年10月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
- (3) 東日本大震災の影響による資産割額の減収分に対する財政措置を講じること。